

(由布院盆地景観計画区域)

行為の種類		理解を必要とする近隣関係者
潤いのある町づくり条例第6条第4号、第5号及び第6号の規定による行為		届出に係る行為の場所の自治区自治委員及び建築物の壁面からの距離が建築物の最高高さと同等の距離の範囲内に存する土地及び建築物の所有者並びに占有者。この距離が敷地内であるときは、隣接する土地及び建築物の所有者及び占有者。
敷地面積500㎡以上の特殊建築物・店舗・長屋住宅	新築・新設	届出に係る行為の場所の自治区自治委員及び建築物の壁面からの距離が建築物の最高高さと同等の距離の範囲内に存する土地及び建築物の所有者並びに占有者。この距離が敷地内であるときは、隣接する土地及び建築物の所有者及び占有者。
	増築	なし
	改築	なし
	移転	なし
	外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更	なし
その他の建築物	新築・新設	なし
	増築	なし
	改築	なし
	移転	なし
	外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更	なし
潤いのある町づくり条例第6条第9号の規定による行為		届出に係る行為の場所の自治区自治委員及び市と協議した範囲の占有者
その他の工作物	新築・新設	なし
	増築	なし
	改築	なし

	移転	なし
	外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更	なし
潤いのある町づくり条例第6条第1号及び第2号の規定による行為	5,000㎡を超える土地造成行為	届出に係る行為の場所の自治区自治委員及び隣地境界線から16m以内の土地及び建築物の所有者並びに占有者
	3,000㎡を超え5,000㎡未満の土地造成行為	届出に係る行為の場所の自治区自治委員及び隣地境界線から8m以内の土地及び建築物の所有者並びに占有者
	1,000㎡を超え3,000㎡未満の土地造成行為	届出に係る行為の場所の自治区自治委員及び隣地境界線から4m以内の土地及び建築物の所有者並びに占有者
	傾斜度が30度以上で、その斜面の直高が10m以上の急傾斜地における土地造成行為	届出に係る行為の場所の自治区自治委員及び隣地境界線から4m以内の土地及び建築物の所有者並びに占有者
その他土地造成行為	なし	なし